

【機密性 2】

札高裁総第 1001 号

(庶ろー0.3)

令和4年12月21日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

札幌高等裁判所長官 白石史子

調停運営協議会の協議結果について

(7月19日付け家二第695号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は、別添の議事概要のとおりです。

【機密性 2】

札幌高等裁判所管内調停運営協議会議事概要

1 日時

令和4年10月28日（金）午後1時20分から午後4時30分まで

2 場所

札幌高等裁判所大会議室（本館5階）

3 議事

(1) 主催者の挨拶

札幌高等裁判所長官 白石史子

(2) 調停運営状況概況説明

札幌高等裁判所事務局長 林 欣 寛

別紙1「調停運営状況概況説明資料」のとおり

(3) 協議

別紙2「令和4年度調停運営協議会協議結果要旨」のとおり

【機密性2】

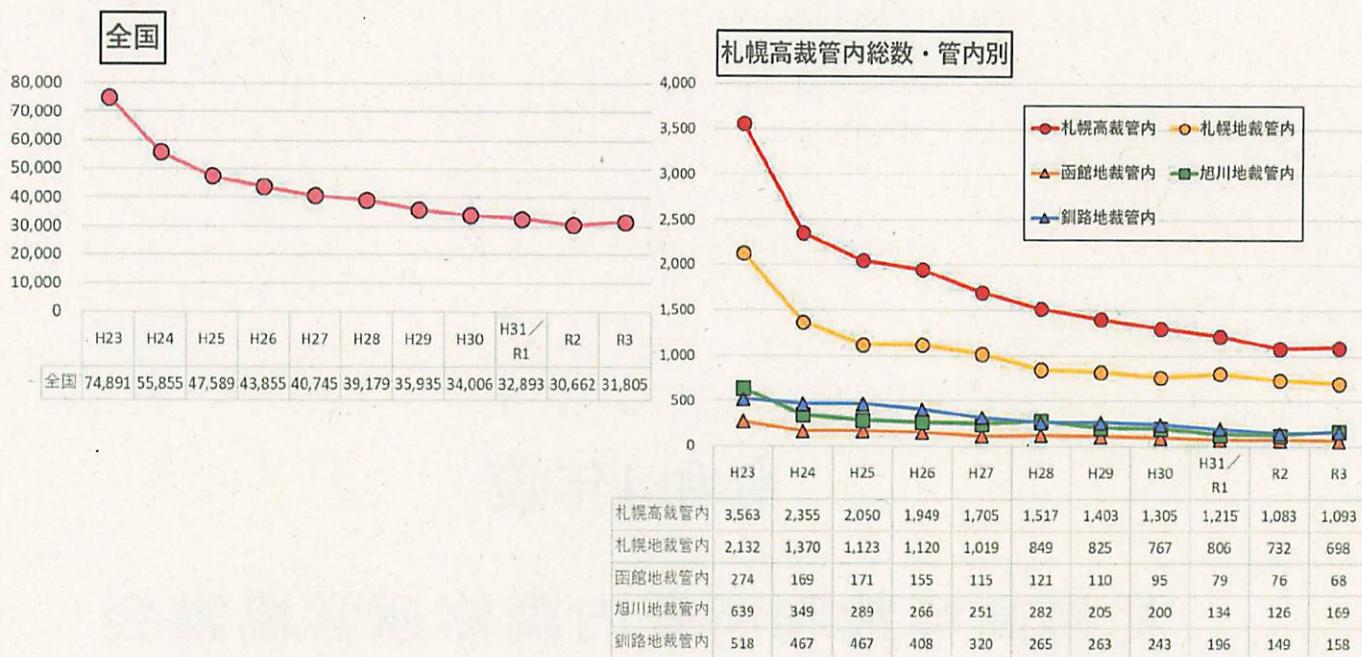
(別紙1)

令和4年度

札幌高等裁判所管内調停運営協議会
調停運営状況概況説明資料

表1 民事調停・新受件数（地裁+簡裁）

【機2】



【機2】

【民事】 1月～7月の新受件数（簡裁+地裁）

	R3.1～7	R4.1～7	前年同期比
全国	17848	18950	6.2%
札幌高裁管内	624	652	4.5%
札幌地裁管内	385	389	1.0%
函館地裁管内	40	65	62.5%
旭川地裁管内	102	87	-14.7%
釧路地裁管内	97	111	14.4%

表2 民事調停新受事件の種類別割合（令和3年度）（地裁+簡裁）

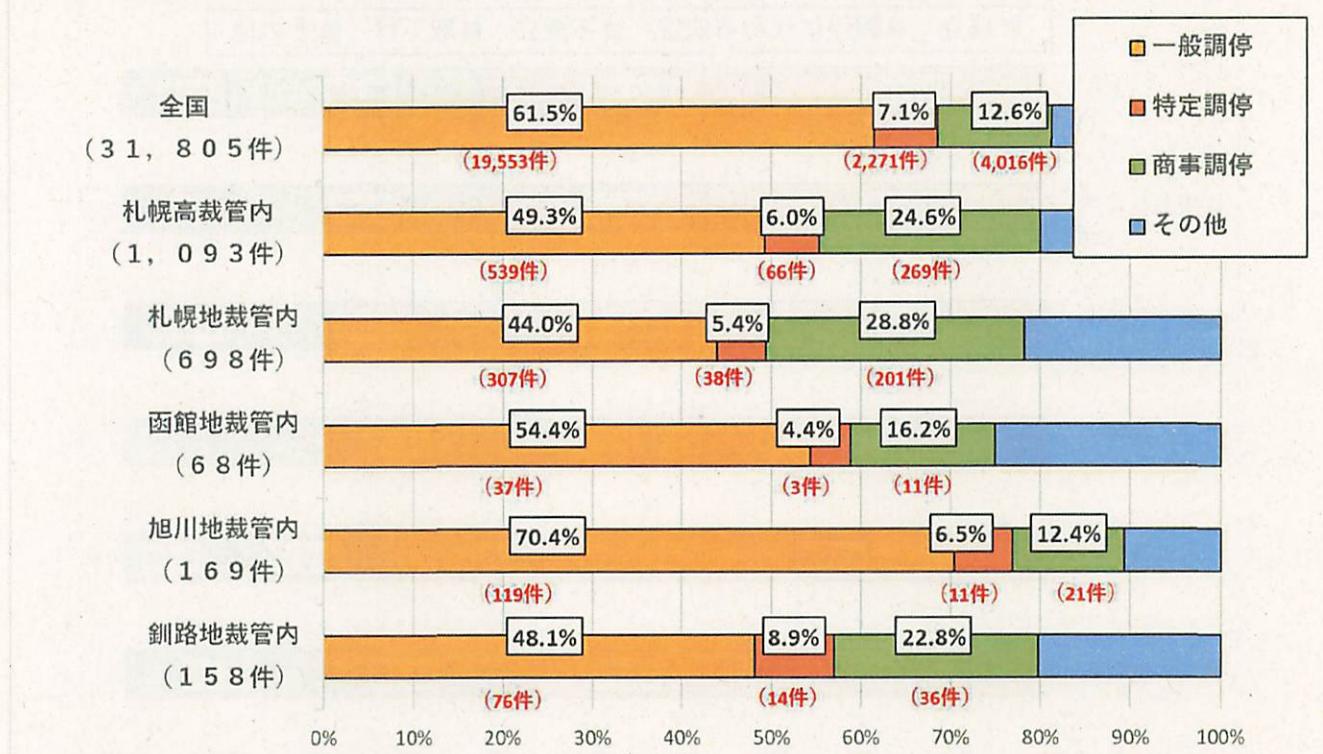


表3 民事調停新受事件の既済事件平均審理期間（地裁+簡裁）

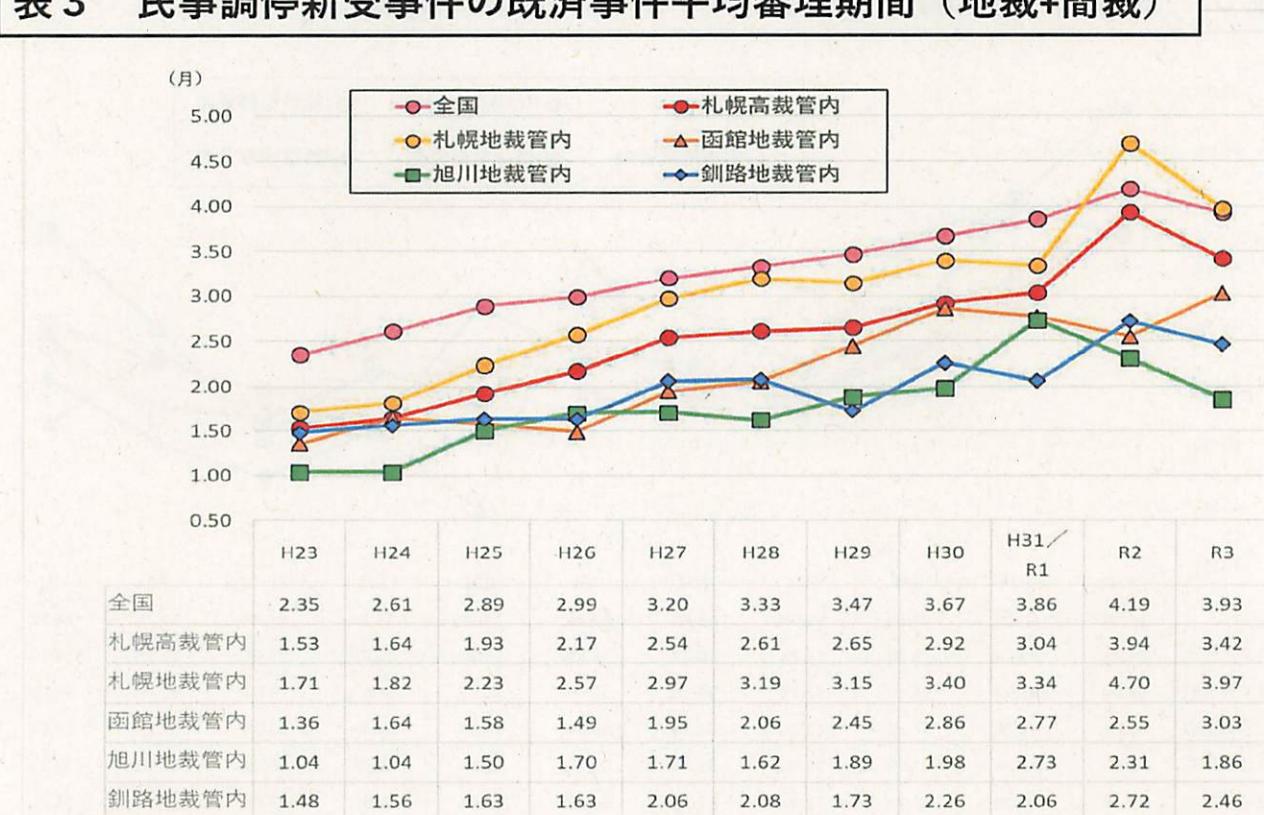


表4 民事調停事件の終局区分（令和3年度）（地裁+簡裁）

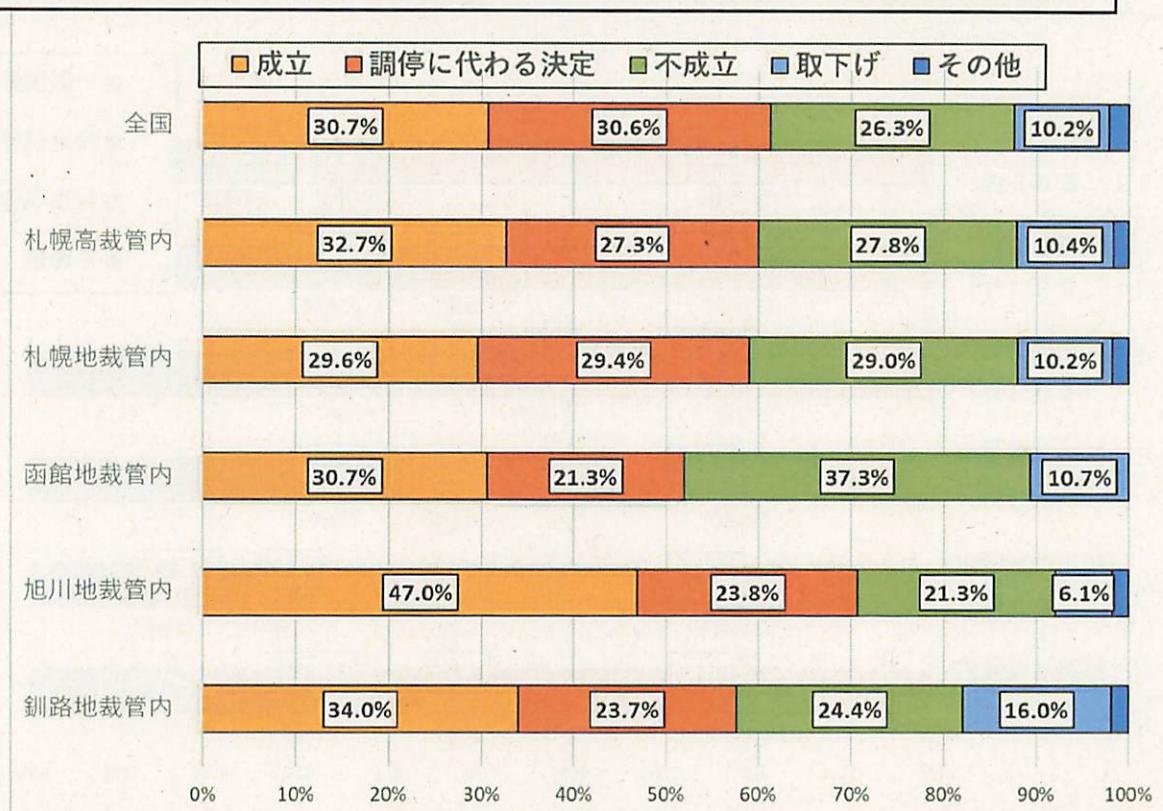


表5 民事調停・調停等成立率の推移（地裁+簡裁）



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
全国	68.9%	62.0%	58.1%	55.0%	56.4%	54.8%	56.3%	56.2%	54.8%	57.2%	60.7%
札幌高裁管内	68.4%	64.6%	58.0%	53.9%	56.2%	58.8%	56.2%	56.3%	52.4%	53.5%	59.1%
札幌地裁管内	65.4%	61.5%	54.4%	52.4%	54.8%	57.4%	56.9%	58.5%	53.8%	52.4%	58.5%
函館地裁管内	69.5%	62.7%	57.3%	63.8%	53.2%	66.3%	44.6%	51.4%	53.0%	58.1%	52.0%
旭川地裁管内	78.8%	71.0%	67.5%	56.6%	61.8%	61.7%	53.5%	56.9%	50.8%	60.1%	68.3%
釧路地裁管内	67.7%	70.0%	61.0%	52.8%	57.1%	57.6%	61.8%	51.3%	47.4%	50.3%	55.8%

表6 家事調停・新受件数

【機2】



【機2】

【家事】1月～7月の新受件数

	R3.1～7	R4.1～7	前年同期比
全国	78006	72008	-7.7%
札幌高裁管内	3324	3037	-8.6%
札幌家裁管内	2189	2033	-7.1%
函館家裁管内	211	165	-21.8%
旭川家裁管内	419	298	-28.9%
釧路家裁管内	505	541	7.1%

表7 家事調停新受事件の種類別割合（令和3年度）

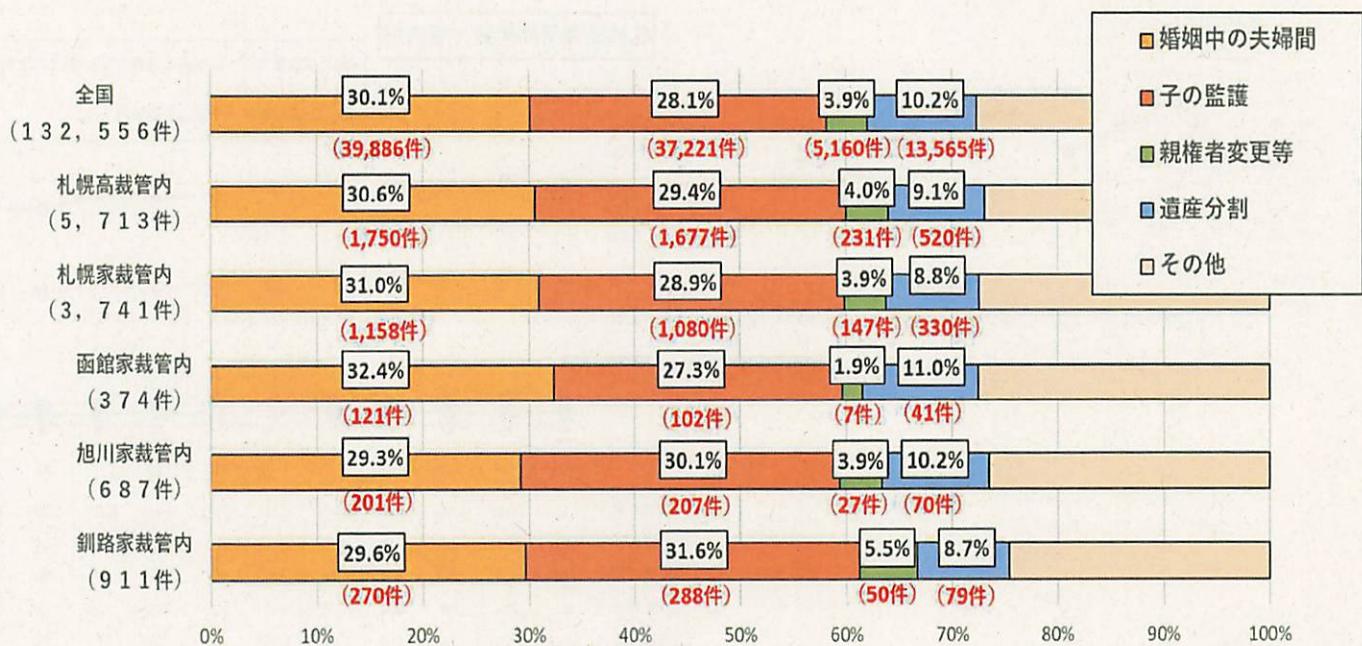


表8 家事調停事件の既済事件平均審理期間

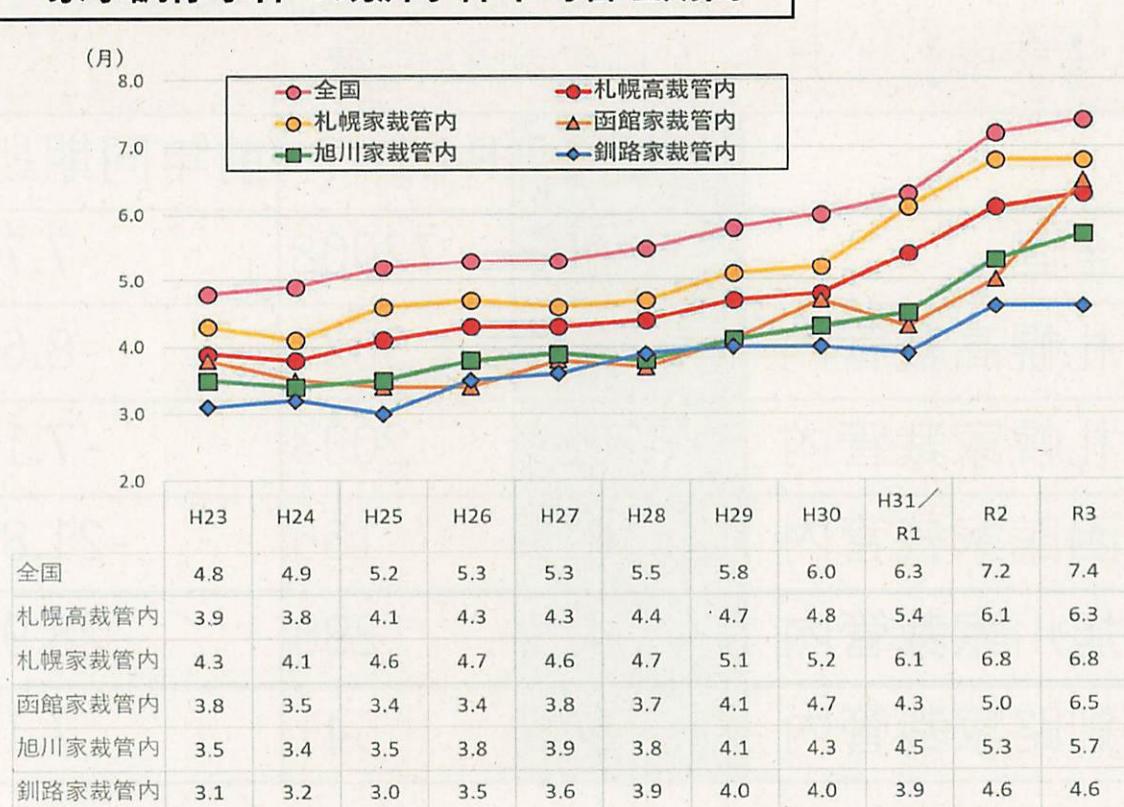


表9 家事調停事件の終局区分（令和3年度）

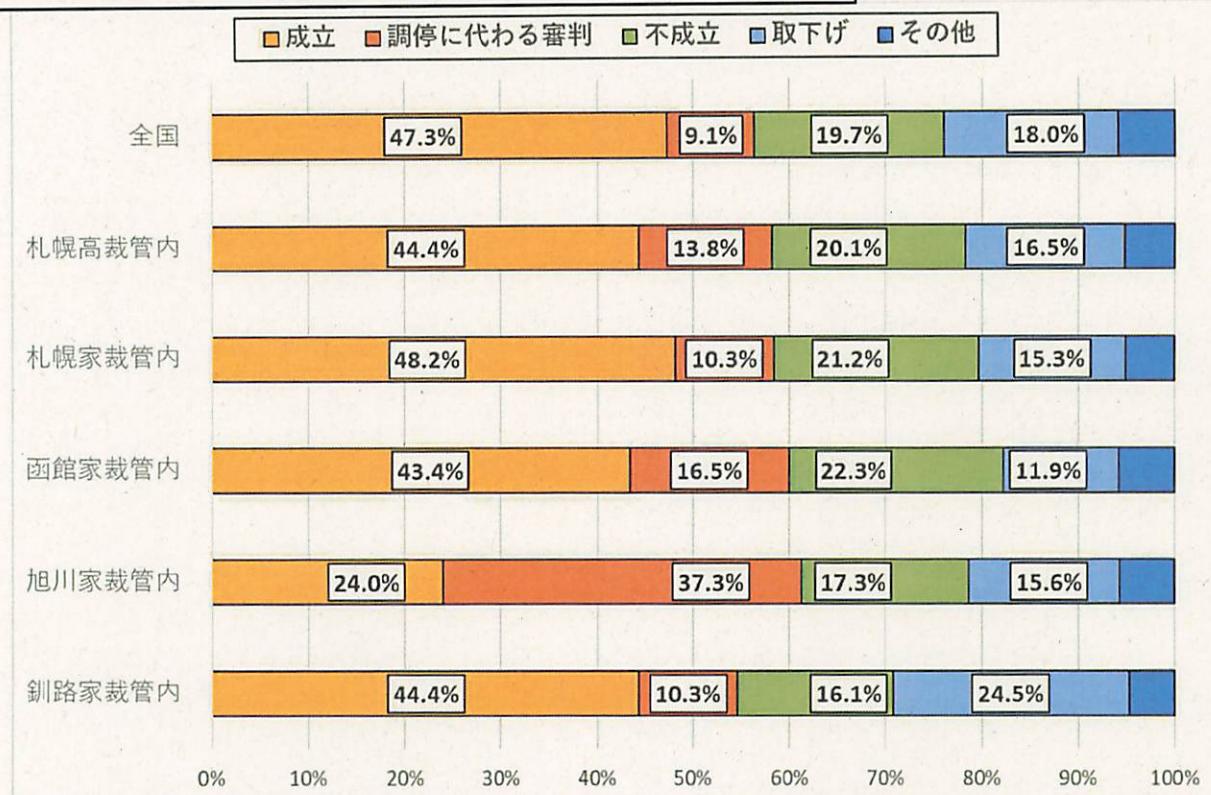
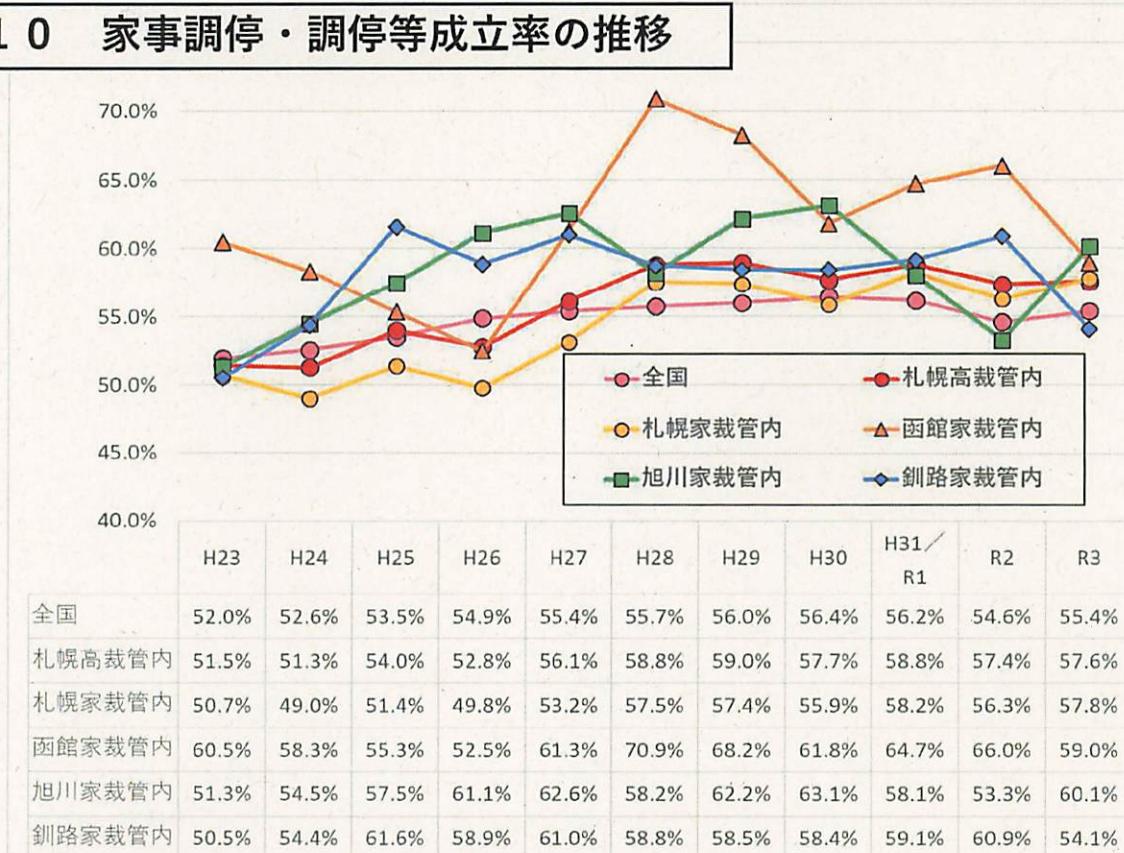


表10 家事調停・調停等成立率の推移



【機密性 2】

(別紙 2)

令和 4 年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事関係問題

1 調停委員に求められる技能について

協議員から、(1)民事調停事件を担当する中で感じられる近時の傾向や課題、(2)(1)を踏まえて調停委員に求められる技能についての意見が述べられた。具体的な内容は次のとおりである。

(1) 近時の傾向や課題

- 当事者本人、代理人を問わず、当該事件における事実上又は法律上の問題について、自身の主張や見解に固執し、この点に関する譲歩が困難という傾向がある。 ([] 地裁)
- 医療、介護事故に関する調停事件において、特に被害が大きい場合には、当事者の感情的な面に寄り添いながら進めていく必要があり、そのような事案では審理期間が伸びる傾向にある。また、担当した事件には、調停で調整をすること自体が難しいと思われる事案があり、そのような申立てが成立率に影響している。 ([] 地裁)
- インターネット等で法律の知識を事前に習得して調停に臨む当事者が多くなっている。 ([] 地裁)
- 訴訟と同様に法律的な主張を繰り返したり、初回の期日から裁判所の判断を求めたりする代理人弁護士が増えている傾向がある。代理人弁護士が多忙のため、次回期日が数か月先になることがあり、それも審理期間長期化の原因の 1 つと思う。 ([] 地裁)

(2) (1)を踏まえて調停委員に求められる技能

- 当事者が自身の主張や見解に固執する場合には、調停委員としては、当事者に民事調停が互讓によって条理あるいは実情に即した解決を図る手続であることを理解させ、民事調停の趣旨に即した解決に向かうような方向

に導き、説得できるような技能を必要とすると考える。 ([] 地裁)

- 調停委員が向上させるべき技能としては、調停委員それぞれの個人的な能力のアップを図る以外にないと思う。 ([] 地裁)
- 審理期間を短縮するためには、なるべく早く争点の見極めをつけることが大切と思う。 ([] 地裁)
- 当事者から信頼感を得ることが調停を速やかに進めることができる一つの方法ではないかと思う。 ([] 地裁)

2 調停委員が必要な技能向上を図る方策について

協議員から、新任の調停委員の育成が課題であること、育成には、OJT、特にベテラン調停委員のスキルの共有が重要であり、その共有の方法等に関する意見が述べられた。具体的な内容は次のとおりである。

(1) 1(2)の技能を向上させる取組例とあい路

- 技能向上を図る方策としては、OJTが一番有効であり、具体的には、先輩調停委員の取組や実際の調停の運営を見学してもらうことと思う。財政的に難しい面があることは理解しているが、調停委員を3人態勢で試みることがあってもいいと思う。 ([] 地裁)
- 先輩調停委員がどういう経験をしてきたのかなどを聞くことは、新任調停委員には参考になる。以前は、調停委員が集まる会合等も多かったが、コロナ禍ではそのような機会が非常に少なくなり、先輩調停委員の経験が共有されづらくなっていることが今の問題と思う。 ([] 地裁)
- 調停期日後の評議において、裁判官も交えた上、あのときはこのようにすればよかったなどということを話し合うことが非常に有効と思うし、その際に経験の浅い調停委員に話しやすい雰囲気を作ることも大切である。
([] 地裁)
- 調停委員控室で先輩調停委員といろいろ話をしてみることも、かなり勉強になると思う。また、今後ベテランの調停委員がどんどん退任して

いくので、新しい調停委員に経験を積んでもらうことが大切である。

(■地裁)

(2) 研修における裁判所と調停協会との間の連携の実情と望まれる工夫例

- 調停協会で事例研究、ケース研究的な研修を行い、その際に裁判所からコメントをいただくということもあるのではないか。（■地裁）
- 研修については、講義型で新しい知識、正しい知識を学ぶことも大切であるが、ロールプレイ等で模擬的な調停を経験することも良いと思っている。なお、現在、先輩調停委員から、技術的なことやある種のコツみたいなものを学ぶ機会を作ろうと考えているところである。（■地裁）

第2 家事関係問題

1 協議問題1について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として始まった、調停の本質的な良さや利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組（以下「本取組」という。）のうち、その重要な柱の一つである、メリハリのある事情聴取・調整の在り方に関し、その具体的な実践内容やその実現のために調停委員が果たすべき役割等について協議がされた。具体的な内容は次のとおりである。

(1) 本取組に関する具体的な実践内容

- 当庁では、午後2枠の期日指定の運用をしているが、これにより限られた時間でいかに効率よく充実した調停を進めていくか一層意識するようになった。また、裁判官との事前評議に加え、手控えメモの活用をしているが、調停委員の不安が解消され、効率的な運用につながるように感じる。

(■家裁)

- 事件類型に合わせた検討項目やチェック表、経過メモを活用しているが、裁判官と共通認識を持つことができ、有効な取組と感じた。（■家裁）
- 代理人の資料提出が調停期日前日や当日となり、資料を読めないためほ

とんど進行できなかったことがあった。円滑な調停期日進行のため、書記官に提出期限を確認してもらうよう対応してもらったことがある。（[]家裁）

（2）調停委員の果たすべき役割

○ 当事者双方から偏りのないように聴取するよう気を付けている。もっとも、話が長くなる場合には、ある程度話してもらった方がその後の進行がスムーズになる場合もあるため、どこで話を打ち切るかの見極めが難しい。

（[]家裁）

○ メリハリのある調停とは、当事者の話を聴かないというわけではなく、かつ、長く話を聴けばよいというものでもなく、争点を絞って、効率的に運営していくことである。調停委員としては、当事者が固執する場合、上手く受け止めて説得するという聞き方が必要である。（[]家裁）

○ 初回期日は重要であり、やや多めに時間を持って聴き取るようにしている。そうすると、2回目の期日以降はさほど時間はかかりず、効果的に聴取できるようになる。（[]家裁 []支部）

2 協議問題2について

ウェブ会議の導入を見据え、調停委員としての受け止め等について協議がされた。具体的な内容は次のとおりである。

○ ウェブ会議による方法のメリットとして、発言者の顔が見えるため、電話会議で感じていた不安や不満が解消できる。一方、調停への参加者が多数いる場合は、画面上の一人一人の顔が小さくなり表情が見えないことがあるため、参加者多数の場合は工夫が必要である。（[]家裁）

○ 顔が見えるだけでも電話会議とは違うし、時間も短縮できると思う。最初は裁判所に来てもらい、当事者との信頼関係が築けたらウェブに切り替えるのが良いと感じた。一方、第三者がウェブ調停の様子を無断で聴くなどの不安はぬぐえない。（[]家裁）

○ 顔が見て表情が分かるため対面に近い調停ができ、メリハリのある調

停ができるよう思う。一方、ウェブ会議が録音・録画されることと、接続トラブルへの対応が不安である。（[]家裁）

- DV絡みの離婚調停でテレビ会議を利用したことがあるが、とても便利だと感じたので、ウェブ調停は電話会議よりも圧倒的に良いと思っている。ただし、調停の内容を無断録音・録画されたり、動画配信サイトにアップされる懸念はある。（[]家裁）
- インターネットや技術の部分は調停委員も慣れないといけないと考へている。顔が見えるとスムーズに進行できるという利点がある一方、使い方によっては怖いという二面性があると思う。（[]家裁 []支部）